

生徒心得

枚方津田高校生としての自覚と誇りを持ち、本校の校訓や教育目標の内容を理解し、具体的実践に励むこと。

以下の心得は、学校生活の決まり、各自のあり方を必要最小限に定めたものである。各自の良識に基づいて行動し、充実した高校生活を送れるよう心掛けること。

1. 登下校

- ・『ゆとり登校指導（8時25分までに登校）』に間に合うよう余裕をもって登校すること。（8時30分以降の登校は遅刻）
- ・部活動等の用事がない場合は、午後5時までに下校すること。
- ・登下校中に事故にあった時は担任または生徒指導部に必ず申し出ること。

(1) 徒歩による通学

- ① 携帯電話・スマートフォンなどを見ながらの登校はしないこと。
- ② 周囲の音が聞こえない音量でヘッドホン・イヤホンをしての登校はしないこと。

(2) 自転車による通学

- ① 自転車通学は原則全員に許可する。希望する場合は、所定の用紙で届出て、生徒指導部の許可を受け、ステッカーを後輪カバー（なければ後方からよく見える場所）に付けること。
- ② 校内では、指定の場所に駐輪し必ず施錠すること。また、自転車保険に加入しておくこと。

- ③ ヘルメットの着用が努力義務になっているので着用するように努めること。

- ④ 法律に違反する運転、危険な運転をしないこと。雨天時は雨ガッパなどを着用すること。

自転車に関する法律（参考）

- ・自転車は車道が原則。
- ・車道の左側を走行、自転車通行可能な歩道でも歩行者優先、車道寄りを走行。
- ・道路交通法違反事項
周囲の音が聞こえない音量でのヘッドホン・イヤホンをしての走行
携帯電話などを操作しながらの走行、傘を差しながらの走行、並走や二人乗り、信号や標識の無視、夜間の無灯火走行、自転車の整備不良（ブレーキ、ライト）

(3) 電車・バスによる通学

- ・電車、バスは遅れることがあるので、時間に余裕をもって登校すること。（特に雨天時のバスは大幅に遅れるため注意すること。）**10分以内の電車・バスの延着は、原則遅刻を免除しない。**

- (4) 原動機付自転車および電動キックボード、ペダル付電動自転車（電動のみによる運転が可能な自転車で電動アシスト自転車とは異なる。）等、自動二輪車、自動車等による通学は一切禁止とする。（懲戒の対象となる）

- ・何らかの理由で送迎してもらう場合は、家族のみ認める。（それ以外は懲戒の対象となる）

2. 服装・履物

(1) 服 装

- ・本校指定の制服（厳冬期の防寒着を除く）を着用し、品位ある服装・身だしなみを心掛けること。
- ・夏服、冬服など季節による制服の指定は行わず、気温、体調に合わせて本校指定の制服から各自で組み合わせて着用すること。

- ① 平日・休日・休暇中を問わず、登下校の際は制服を正しく着用すること。
- ② 制服の変形・加工等は一切禁止する。スカートは膝が隠れる長さとする。
- ③ スカートの下からはみ出してジャージ等を着用することは禁止とする。
- ④ ブレザーを着用する際は、必ずネクタイまたはリボンをつけること。サマーセーラーを着用する際は、リボンはつけなくてもよい。
- ⑤ カッターシャツ、ブラウス、サマーセーラーの上にベスト、カーディガンを着用してもよい。
- ⑥ 詰襟学生服の下にはカッターシャツ、ブレザーの下にはカッターシャツまたはブラウスを着用すること。
- ⑦ カッターシャツ、ブラウスは必ずズボン、スカートの中に入れること。詰襟学生服、カッターシャツ、ブラウスは第2ボタン以下を必ず留めること。
- ⑧ 厳冬期の登下校時は、詰襟学生服またはブレザーの上に防寒着（パーカーも含む）・マフラー・ネックウォーマー・手袋等を着用してもよい。

(2) 履 物

- ・登下校時は、運動靴または革靴とし、スリッパ・サンダル・ハイヒール等は禁止する。

(3) 異装届

- ・やむを得ない事情により、制服・履物で異装する場合は、異装届を出し許可を得ること。

3. 頭髪、化粧、アクセサリー等

(1) 頭 髪

- ① 染色・脱色・パーマは禁止する。また縮毛矯正等で、髪の毛を変色させた場合も指導の対象とする。

- ② 奇抜な髪型は、その改善を求めることがある。

(2) 化粧、アクセサリー等

- ① 化粧は禁止とする。（色付きリップ・マニキュア・まつ毛のエクステ・カラーコンタクト等を含む）

- ② ピアス（透明ピアスを含む）・ネックレス・指輪等の装飾品・装身具を着用しない。

4. 免許取得

- (1) 本校では単車・自動車での登下校や制服着用での運転などは禁止とする。

- (2) 安全確保、事故防止の観点から、保護者とよく相談すること。

5. アルバイト

- ・アルバイトは原則として禁止とする。経済的理由等でその必要があるときは担任に相談すること。やむを得ないと判断された場合は、必ず生徒指導部にアルバイト届を提出すること。

6. 携帯電話およびスマートフォン、ウェアラブル端末等について

- (1) 通常授業時は、8時15分から16時30分までは使用禁止とする。(7限授業終了後)

考查期間中は自身の考查時間割に関係なく、全学年の考查終了25分後より使用を認める。

短縮授業等の変則時間割の時はHR終了25分後より、使用を認める。

担任や授業担当者の指示がある時は、その授業内に限り使用を認める。

- (2) 使用禁止の時間帯は、ロッカーに入れて施錠するか、身近で管理できる時は電源を切りカバンの中に入れること。(移動教室や体育の時は、各自で管理すること。)
- (3) 使用(手に持つことも含める)または音(着信音、通知音、マナー振動音、アラームなど)が鳴った場合は、預かり指導を含めた学年指導とするが、度重なる場合は、特別指導の対象とする。
- (4) 特に定期考查時に音が鳴った場合は、特別指導になることもあるので注意すること。
- (5) 遠足、修学旅行、文化祭等の行事は、それぞれの規定による。

7. 校内心得

- (1) 挨拶する習慣をつけること。
- (2) 公共物は大切にすること。万が一、破損した場合は担任、部顧問または生徒指導部まで速やかに届け出て、指示を受ける。
- (3) 欠席・遅刻・早退
- ① 欠席・遅刻等の場合は8時30分までに学校HPからウェブフォームまたは、電話でできるだけ保護者が連絡すること。

- ② 遅刻して登校した場合は、生徒指導室に遅刻届を取りに行く。授業担当の先生に入室許可証を渡し、遅刻した旨を伝える。

- ③ 早退は担任に申し出て許可を受けること。

- (4) 紛失・拾得

- ・校内で物を紛失または、拾った場合は生徒指導室まで届け出ること。

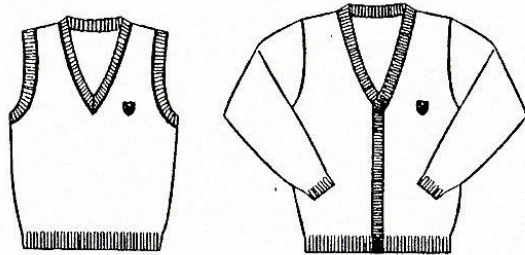
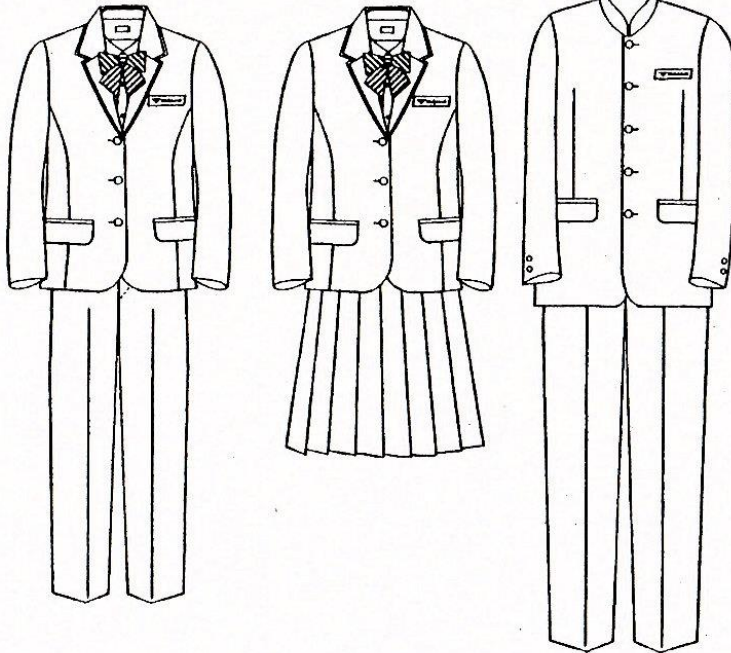
- (5) 表現(掲示物・配布物・集会等)

- ・校内における表現行為・活動は学校教育の目的から逸脱したものであってはならない。掲示物・配布物または集会の実施には、担任・顧問または指導されている先生の承認を得たうえで、事前に生徒指導部・生徒会に届け出る。

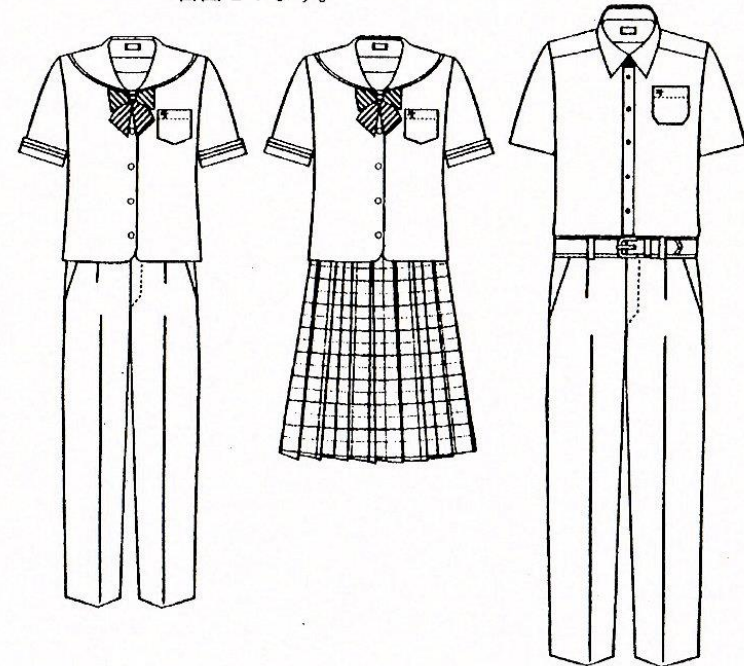
制服 (2・3年生)

長袖ブラウス着用の際は、
リボンは必ず着用することとします。

校章バッジ

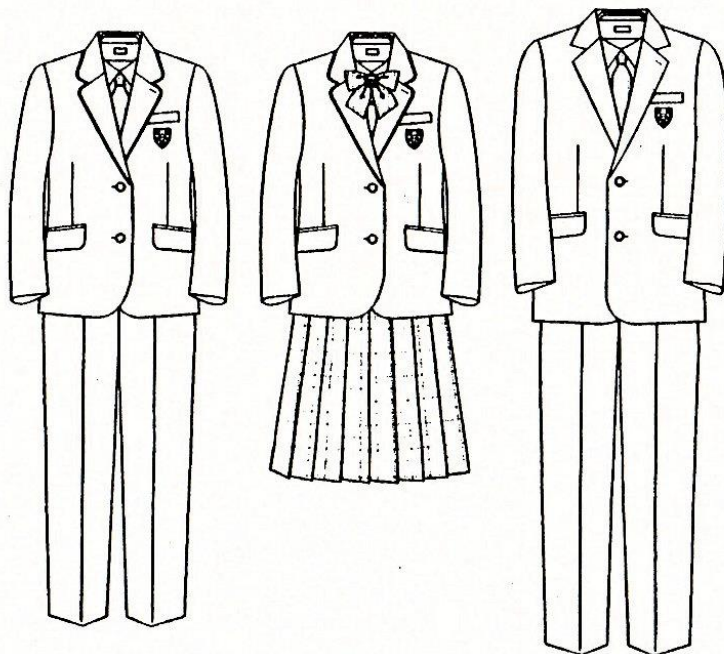


リボン着用は
自由とします。

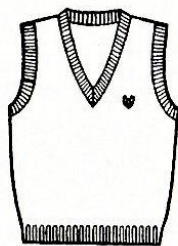


制服（1年生）

ネクタイ・リボンは
正装用・オプション用の
2種類あります。



ネクタイ・リボンは必ず着用
することとします。



ネクタイ・リボン着用は
自由とします。

